

請負工事成績評定結果の公表に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札及び契約手続の透明性の確保並びに契約の適正な履行の確保を図るため、本区の発注する請負工事の工事成績評定結果の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表する請負工事の評定結果は当該年度の前年度に、江戸川区請負工事成績評定事務要綱(平成24年4月1日改正。以下「要綱」という。)の規定により工事成績の評定を行った契約金額200万円以上の請負工事を対象とする。

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、次に定めるものとする。

- (1) 公表する内容は、評価、評価基準、評定点及び請負業者名とし、評定点は前年度の請負工事成績評定点の平均点とする。
- (2) 江戸川区契約情報ホームページの項目において公表するものとする。

(公表の期間)

第4条 公表の期間等の内容は、次に定めるものとする。

- (1) 公表期間は、公表した日から1年間とする。
- (2) 公表に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。
- (3) 工事成績評定の結果表の保存期間は、公表年度を含め3年間とする。

(調整)

第5条 この要領の施行に関し、必要となる調整等の事務は、総務部用地経理課長が行う。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、工事成績評定結果の公表に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

この要領は、平成30年7月1日から施行する。